

資格要件を満たすことを証明するもの
(スクールソーシャルワーカー)

- ・ 社会福祉士登録証の写し
- ・ 精神保健福祉士登録証の写し
 - ※ 令和 7 年度の「社会福祉士国家試験」「精神保健福祉士国家試験」を受験もしくは受験予定の方は、合格がわかり次第、合格を証明できるものの写しを提出してください。

「提出書類、試験当日持参物について」

- 令和 7 年度に人権教育・生徒指導課のスクールソーシャルワーカーとして勤務していた方。
 - 申込時にデータを添付する。**試験当日は持参しなくてよい。**
 - ※ただし、令和 7 年度の採用以降、新たに「社会福祉士」「精神保健福祉士」どちらかの資格を取得した場合は、申込時にデータを添付し、試験当日に原本の持参をお願いします。
- 新規の方（過去に人権教育・生徒指導課のスクールソーシャルワーカーとして勤務をしていたが、令和 7 年度勤務していない方を含む）
 - 申込時にデータを添付し、**試験当日に原本を持参する。**